

平成23年6月28日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

日 鐵 商 事 株 式 會 社

代表取締役社長 今久保 哲大

第34回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により、被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

さて、本日開催の当社第34回定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第34期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 2. 第34期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。
(同封の報告書をご参照ください。)

決 議 事 項
第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(期末配当に関する事項につきましては、同封の報告書の「期末配当について」をご参照ください。)

また、種類株式Bの取得に備えた、種類株式B取得積立金の積立に関する事項につきましては、40億円の計上が決定されました。)

第2号議案

自己株式（種類株式B）取得の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(下記をご参照ください。)

- (1) 取得する株式の種類および種類ごとの数
当社種類株式B 40万株
- (2) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容およびその総額
金40億円
- (3) 株式を取得することができる期間
本総会終結の時から平成23年9月30日まで

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(下記をご参照ください。)

(下線部分は変更箇所であります。)

変更前の定款	変更後の定款
<p data-bbox="84 302 395 339">第1条～第11条 (略)</p> <p data-bbox="84 372 395 408">第12条 (優先配当金)</p> <p data-bbox="84 408 499 1030">当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載の種類株式Bを有する株主(以下「種類株主B」という。)及び種類株式Bの登録株式質権者(以下「種類登録株式質権者B」という。)に対し、普通株式を保有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、剰余金の配当(以下種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対する剰余金の配当を「優先配当」という。)を行うものとする。</p> <p data-bbox="84 1062 499 1757">優先配当は次のとおりこれを行う。種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、種類株式B 1株につき、その1株当たりの発行価額に3月31日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の全国銀行協会が発表する6ヶ月物の東京日本円銀行間金利申込利率(以下「6ヶ月物円TIBOR」という。)に1パーセントを加えた利率を乗じた金額(以下「優先配当基準金額」という。)とその1株当たりの会社法第461条に定める分配可能額(以下「分配可能額」という。)のいずれか少ない額の配当を分配可能額がある限り必ず行う。</p>	<p data-bbox="536 302 847 339">第1条～第11条 (同左)</p> <p data-bbox="536 372 847 408">第12条 (優先配当金)</p> <p data-bbox="536 408 951 1030">当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載の種類株式Bを有する株主(以下「種類株主B」という。)及び種類株式Bの登録株式質権者(以下「種類登録株式質権者B」という。)に対し、普通株式を保有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、剰余金の配当(以下種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対する剰余金の配当を「優先配当」という。)を行うものとする。</p> <p data-bbox="536 1062 951 1757">優先配当は次のとおりこれを行う。種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、種類株式B 1株につき、その1株当たりの発行価額に3月31日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の全国銀行協会が発表する6ヶ月物の東京日本円銀行間金利申込利率(以下「6ヶ月物円TIBOR」という。)に1パーセントを加えた利率を乗じた金額(以下「優先配当基準金額」という。)とその1株当たりの会社法第461条に定める分配可能額(以下「分配可能額」という。)のいずれか少ない額の配当を分配可能額がある限り必ず行う。</p>

変更前の定款	変更後の定款
<p>当該事業年度において、次項に定める剰余金の配当を行ったときは、種類株式B 1株当たりの優先配当の金額はその1株当たりの剰余金の配当の金額を控除した額とする。</p> <p>当会社は、第40条第2項により剰余金の配当を行うときは、種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、種類株式B 1株につき、その1株当たり発行価額の2分の1に、9月30日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の6ヶ月物円TIBORに1パーセントを加えた利率を乗じた金額を上限として行う。</p> <p>第12条の2～第21条（略）</p> <p>第22条（取締役の任期） <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第38条（略）</p> <p>第6章 計算</p> <p>第39条（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>当該事業年度において、次項に定める剰余金の配当を行ったときは、種類株式B 1株当たりの優先配当の金額はその1株当たりの剰余金の配当の金額を控除した額とする。</p> <p>当会社は、第41条第2項により剰余金の配当を行うときは、種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、種類株式B 1株につき、その1株当たり発行価額の2分の1に、9月30日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の6ヶ月物円TIBORに1パーセントを加えた利率を乗じた金額を上限として行う。</p> <p>第12条の2～第21条（同左）</p> <p>第22条（取締役の任期） <u>取締役の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>（削る）</p> <p>第23条～第38条（同左）</p> <p>第6章 計算等</p> <p>第39条（同左）</p> <p>第40条（剰余金の配当等の決定機関） <u>当会社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令による別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

変更前の定款	変更後の定款
<p data-bbox="85 159 495 228"><u>第40条（期末配当及び中間配当）</u></p> <p data-bbox="85 228 495 404"><u>剰余金の配当は、3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行うものとする。</u></p> <p data-bbox="85 817 495 1095"><u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の定めによる剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p data-bbox="85 1124 263 1160">第41条（略）</p>	<p data-bbox="537 159 947 228"><u>第41条（剰余金の配当の基準日）</u></p> <p data-bbox="537 228 947 437"><u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当として剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p data-bbox="537 470 947 678"><u>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当として剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p data-bbox="537 678 947 854"><u>当社は、前二項のほか、取締役会の決議により基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (削る)</p> <p data-bbox="537 1124 746 1160">第42条（同左）</p>

〈変更後の定款の再変更〉

当社取締役会決議に基づき、当社発行の種類株式B 40万株が合意取得され、消却されることを条件に消却された日をもって、次のとおり再変更する。

変更前の定款	変更後の定款
第6条（株式の種類及び発行可能株式総数） 当社は、普通株式のほか、第2章の2に定める内容の株式（以下「種類株式B」という。）を発行することができる。 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億3,280万株</u> とし、このうち2億3,200万株は普通株式、 <u>80万株</u> は種類株式Bとする。但し、普通株式又は種類株式Bにつき消却があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。	第6条（株式の種類及び発行可能株式総数） 当社は、普通株式のほか、第2章の2に定める内容の株式（以下「種類株式B」という。）を発行することができる。 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億3,240万株</u> とし、このうち2億3,200万株は普通株式、 <u>40万株</u> は種類株式Bとする。但し、普通株式又は種類株式Bにつき消却があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。

第4号議案 取締役7名選任の件

いまくぼてつお

本件は、原案どおり、取締役に今久保哲大、
やまぐちかずお よこやまゆうじ さいとうはるひろ たまがわあきお うえむら
山口和夫、横山雄治、齋藤晴洋、玉川明夫、植村
あきお いまばやしやすひろ
明男、今林靖博の7氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役1名選任の件

わたなべゆきお

本件は、原案どおり、監査役に渡辺行雄氏が選任され、就任いたしました。

以上

取締役および監査役の新陣容は次のとおりであります。

代表取締役社長 今久保 哲 大

取 締 役 山 口 和 夫

取 締 役 横 山 雄 治

取 締 役 齋 藤 晴 洋

取 締 役 玉 川 明 夫

取 締 役 植 村 明 男

取 締 役 今 林 靖 博

常任監査役(常勤) 海老原 生 夫

常任監査役(常勤) 渡 辺 行 雄

監 査 役 小 倉 良 弘

監 査 役 太 田 克 彦

【配当金のお支払いについて】

① 配当金領収証により配当金を受け取られる株主様

「配当金領収証」および「配当金計算書」を同封いたしましたのでご確認ください。

なお、配当金は同封の「配当金領収証」により、払渡期間（平成23年6月29日から平成23年7月29日まで）内にお受け取りください。

② 配当金の口座振込をご指定の株主様

「配当金計算書」および「お振込先について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

③ 株式数比例配分方式をご指定の株主様

「配当金計算書」および「配当金お受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

※ 「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」をかねており、確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができますので、大切に保管してください。